居宅介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。

対象者

障害支援区分が区分1以上(児童の場合はこれに相当する心身の状態)である方

ただし、通院等介助(身体介護を伴う場合)が必要な場合は、次のいずれにも該当する必要があります。

- 1. 区分2以上に該当していること。
- 2. 障害支援区分の認定調査項目のうち、それぞれ(ア)から(オ)までに掲げる状態のいずれか一つ以上 に認定されていること。
- (ア) 「歩行」「全面的な支援が必要」
- (イ) 「移乗」「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」
- (ウ) 「移動」「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」
- (工) 「排尿」「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」
- (オ) 「排便」「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」

サービスの内容

身体介護

入浴、排せつ、食事等の介助

家事援助

調理、洗濯、掃除、生活必需品の買い物など

その他

生活等に関する相談や助言

その他生活全般にわたる援助